○厚生労働省告示第二十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十八条の五第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定医療機器（平成二十六年厚生労働省告示第四百四十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十二日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第六号に次のように加える。

⑽　ヘパリン使用中心循環系ステントグラフト

○農林水産省告示第三百八十六号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十七年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年二月十二日　　農林水産大臣　森山　裕

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	ヰセキ　ＳＣ173	215014	井関農機株式会社
〃	ヰセキ　ＳＣ173Ｃ	215015	〃
〃	ヰセキ　ＳＦ421	215016	〃
〃	クボタ　ＩＣ97ＭＲ	215017	株式会社クボタ
〃	ＶＡＬＴＲＡ　Ｔ888ＭＣＳ	215018	中西商事株式会社
〃	ＡＧＣＯ　8033Ｑ３	215019	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○経済産業省告示第二十五号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十六条において準用する同法第七十条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録を更新したので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において準用する同規則第百十三条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年二月十二日　　経済産業大臣　林　幹雄

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
北海道電気工事業工業組合	北海道札幌市中央区大通東三丁目二番地	平成二十八年二月十二日
長崎県電気工事業工業組合	長崎県長崎市宝栄町二十三番二十三号	平成二十八年二月十二日
関電サービス株式会社	大阪府大阪市北区西天満五丁目十四番十号	平成二十八年二月十二日

○国土交通省告示第二百九十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年二月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事（山形県東根市大字羽入字縄目地内から同市大字羽入字峯崎地内まで及び同市大字長瀞字岡島地内から村山市大字河島字八反地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　山形県東根市大字荷口字北野、大字羽入字縄目、字草野、字中道、字河原田及び字峯崎、大字藤助新田字袋田、大字野田字シタ並びに大字長瀞字岡島、字下島、字西方、字沼田、字本楯、字沼袋及び字八反地内

山形県村山市大字河島字八反及び大字大久保字寄込地内

２　使用の部分　山形県東根市大字荷口字北野及び大字羽入字縄目地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、山形県東根市大字羽入字縄目地内の東根インターチェンジから尾花沢市大字尾花沢字下川原地内の尾花沢インターチェンジまでの延長23.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第１号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第６条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線（以下「本路線」という。）は、相馬市を起点とし、福島市、米沢市、南陽市、山形市等を経由して尾花沢市に至る延長約167kmの路線である。

本路線が通過する村山市、北村山郡大石田町及び尾花沢市（以下「本件地域」という。）は、すいかの主要な産地であるなど農業が盛んであり、生産された農産品は、主に本件区間とおおむね並行する一般国道13号（以下「現道」という。）を介して首都圏等へ出荷されている。

しかしながら現道は、物流等による通過交通に広く利用されるとともに、地域住民による地域内交通を担っていることから、地域内交通と通過交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は県道尾花沢大石田線～一般国道347号間で17,978台／日であり、混雑度は1.33となっている。

本件事業の完成により、供用予定である本路線の他の区間と接続し、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線等と連絡することで、山形県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間が現道の通過交通を分担することで、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。